

公 表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき指定管理者監査等を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和 2 年 1 月 2 4 日

岩倉市監査委員 内 藤 充
岩倉市監査委員 木 村 冬 樹

指定管理者監査等報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく公の施設の指定管理者監査及び
財政援助団体監査

第2 監査の目的

指定管理者制度が法律並びに条例等に基づき適正かつ公平に運用されているか、施設管理に関する協定書の内容、事業報告に対する履行確認及び導入の効果の測定が適正に行われているか、また、補助金の交付が法令等に適合し、その交付に公益上の必要性があるかを検証し、今後の指定管理者制度の適正な運用及び補助金の適正な交付に資することを目的とする。

第3 監査の対象

1 指定管理者監査

対象施設 岩倉市ふれあいセンター
(以下「ふれあいセンター」という。)

対象団体 社会福祉法人 岩倉市社会福祉協議会
(以下「社会福祉協議会」という。)

担当部局 健康福祉部 福祉課

監査の範囲 ・平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業のうち、指定管理料に係る出納その他の事務。
・指定管理者指定の手續に係るものは、平成26年4月1日から平成31年3月31日まで及び平成31年4月1日から令和6年3月31日までの指定期間の事務を含む。

2 財政援助団体監査

補助金の名称 社会福祉協議会補助金

対象団体 社会福祉協議会

担当部署 健康福祉部 福祉課

監査の範囲 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの補助対象事業における出納その他の事務

第4 監査の期間

令和元年11月25日から令和2年1月23日まで

第5 監査実施場所

監査委員事務局室及びふれあいセンター

第6 監査の方法

監査の実施にあたっては、調査票及び基本協定書、年度協定書、事業報告書、決算書などの出納に係る関係書類等の提出を求め書類審査を行った。

また、監査委員により関係職員、団体へのヒアリングを行い、公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているか、補助金の交付手続及び補助金が適正かつ効果的に使用されているかに主眼を置いて監査を実施した。

第7 監査の着眼点

1 指定管理者監査

【 社会福祉協議会 】

- (1) 協定書に従い施設を適切に管理しているか。
- (2) 現金の管理及び使用料の減免の手続は適正になされているか。
- (3) 指定管理料の請求・収受は適正になされているか。
- (4) 指定管理業務に係る出納関係帳簿の記帳等の会計経理が適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (5) 実績報告は適時行われているか。
- (6) 市民サービスの向上が図られているか。

【 健康福祉部 福祉課 】

- (1) 指定管理者の指定の手続が条例の定めに従い、公正に行われているか。
- (2) 指定管理者は当施設の管理に適した組織、経験等を有するか。
- (3) 経費の区分等必要事項が適正に記載されている協定書が締結されているか。
- (4) 「指定管理者モニタリングマニュアル」に従い、管理の状況及び効果を実績報告書等によりの確に把握し、その履行確認、効果の測定が適正に行われているか。

2 財政援助団体監査

- (1) 補助金の交付に係る所定の事務手続きが適時に適正になされているか。
- (2) 補助金に係る実績報告は適正に行われているか。また、収支の会計経理は適正か。

第8 事業の概要

1 監査対象団体の概要

- (1) 団体名
社会福祉法人 岩倉市社会福祉協議会
- (2) 設立の目的
福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉

に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(3) 設立年月日

1979年（昭和54年）2月20日

(4) 職員数（平成31年3月31日現在）

46人（臨時職員36人含む）

(5) 事業内容

- ・ 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ・ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ・ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ・ 上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

《社会福祉事業》（社会福祉法第2条）

- ・ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ・ 共同募金事業への協力
- ・ 生活福祉資金貸付事業
- ・ 暮らし資金貸付事業
- ・ 法外貸付事業
- ・ 出産資金貸付事業
- ・ 居宅介護等事業
- ・ 福祉サービス利用援助事業
- ・ 障害福祉サービス事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 居宅介護支援事業
- ・ ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 生活支援体制整備事業
- ・ その他この法人の目的達成のため必要な事業

《公益事業》（社会福祉法第26条）

- ・ 地域包括支援センターの事業
- ・ 岩倉市ふれあいセンターの経営

2 指定管理業務の内容

社会福祉協議会は、平成21年4月1日から継続してふれあいセンターの指定管理者の指定を受け、以下の業務を行っている。

- ・ ふれあいセンターの利用の許可等に関する業務
- ・ ふれあいセンターの建物、設備、備品等の維持管理に関する業務
- ・ 以上のほか、市長が必要と認める業務

(1) 指定管理の事務手続等

公の施設の管理に係る条例、施行規則等の諸規定	<ul style="list-style-type: none"> ・岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 ・岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則 ・岩倉市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例 ・岩倉市ふれあいセンターの管理及び運営に関する規則 	
基本協定書締結年月日	平成26年4月1日	
指定期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日	
選定方法	非公募	
指定管理料	平成30年度	平成29年度
予算額	5,947,000円	5,968,000円
決算額	5,878,076円	5,471,977円
実績報告書提出日	平成31年4月26日	平成30年4月27日

(2) 協定の内容等（平成30年度）

修繕料の費用負担区分	1件につき10万円以下のものについては、指定管理者が指定管理料の中で実施する。 10万円を超えるものについては、市が実施する。
10万円を超える修繕料（市負担分）の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・自動ドア設備修繕 397,440円 ・昇降機設備修繕 373,680円 ・ブロック塀取壊し等修繕 540,000円 ・多目的トイレベビーベッド設置 172,800円 計1,483,920円
修繕料の精算額	市への返還額 340円（令和元年5月27日）
光熱水費の費用負担区分	光熱水費は指定管理料の予算内に含まれ、事業終了後に実績により精算する。
光熱水費の精算額	市への返還額 4,757円（令和元年5月27日）
備品購入の費用負担区分	市の負担
備品購入の実績	なし

(3) 指定管理料の支払状況（平成30年度）

	支払額	請求日	支払日
第1期	2,973,100円	平成30年4月10日	平成30年4月20日
第2期	2,973,100円	平成30年10月1日	平成30年10月15日
計	5,946,200円		

※ 令和元年5月27日に精算により68,124円を戻入している。

(4) 施設利用件数 (貸館業務)

(単位：件)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
29	93	112	73	100	95	97	
30	109	109	90	104	75	89	
30-29 比較	16	▲3	17	4	▲20	▲8	
年度	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
29	126	93	89	90	98	140	1,206
30	123	98	121	115	102	117	1,252
30-29 比較	▲3	5	32	25	4	▲23	46

3 社会福祉協議会への補助金等の内容

市は、社会福祉協議会に社会福祉法第58条第1項の規定に基づき、事業運営及び活動に必要な費用として補助金を支出している。

(1) 補助金の概要等 (平成30年度)

名 称	社会福祉協議会補助金					
補助の目的	社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会の運営補助として人件費分を補助するもの。					
根拠 (法令、条例、規則 要綱)	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第58条第1項 岩倉市社会福祉法人の助成に関する条例 岩倉市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則					
予算科目	款3 項1 目1 節19					
予算額	金額	27,972,000円			金額	27,027,007円
	補助率	100%			補助率	100%
交付申請日	平成30年4月5日			交付決定通知日	平成30年4月10日	
変更交付申請日	-			変更交付決定通知日	-	
実績報告提出日	平成31年4月26日			額確定通知日	平成31年4月26日	

注) 補助率=補助金額÷補助対象事業費×100

(2) 事業概要 (平成30年度)

区 分	計 画 (A)	実 績 (B)	(B) / (A)
総事業費 (うち補助対象事業費)	163,288,000円 (27,971,762円)	139,655,182円 (27,027,007円)	85.5% (96.6%)
同上 財源 内訳	市費	27,971,762円	27,027,007円
	事業主負担	0円	0円
	その他	-	-
補助金の内容	社会福祉事業担当職員5名分の人件費		

(3) 過去2か年の補助金の交付状況

	平成30年度	平成29年度
予 算 額	27,972,000 円	20,093,000 円
決 算 額	27,027,007 円	14,172,628 円
対象職員数	5 人	4 人 (産休・育休により実質3人分の執行)

(4) 補助金の支払状況

	支 払 額	請 求 日	支 払 日
前 期	13,985,881 円	平成30年4月10日	平成30年4月19日
後 期	13,985,881 円	平成30年10月1日	平成30年10月15日
計	27,971,762 円※		

※ 返還金 944,755 円

第9 監査の結果及び意見

1 指定管理者監査

ふれあいセンターの指定管理業務に係る出納、事務の執行状況、所管課の指導状況等についての監査の結果及び意見は次のとおりである。

【 社会福祉協議会 】

(1) 協定書に従い施設を適切に管理しているか。

ふれあいセンターの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、岩倉市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例（以下「ふれあいセンター設置管理条例」という。）第14条第1項において、指定管理者の収入として収受させることができると規定されている。それに基づき、岩倉市ふれあいセンターの管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第5条において、指定管理者の収入として収受するものとされている。

一方、平成30年度における年度協定書第2条第3項においては、「受託者は、会計年度終了後、30日以内に管理経費、利用料金及びその他の収入を含めて精算を行い、残額が生じた場合は、委託者へ返還するものとする。」と規定され、年度末には利用料金を市に返還している。基本協定書で採用するとしている利用料金制と矛盾する取扱いとなっているが、基本協定書と年度協定書、実際の運用に相違があることは、平成23年度に実施した行政監査においても指摘していることである。令和元年度から始まった今期の基本協定書においても利用料金制とする旨は規定されているため、

早急に整理が必要である。

- (2) 現金の管理及び使用料の減免の手続は適正になされているか。

経理事務は、正規職員1名と臨時職員1名の計2名で担当している。貸館業務の使用料等の収受があるため、日々の業務に必要な釣銭等の現金を一定期間保有しているが、金庫の取扱職員を定め、施錠をして適切に保管していた。

利用料金の減免については、ふれあいセンター設置管理条例第10条第2項、岩倉市ふれあいセンターの管理及び運営に関する規則（以下「ふれあいセンター管理運営規則」という。）第8条及び基本協定書第6条に規定されている。

ふれあいセンター管理運営規則第8条別表の減免基準に該当するもの以外の利用者の減免について、市と協議が必要となる事案はなかった。

- (3) 指定管理料の請求・収受は適正になされているか。

指定管理料は、年度協定書第2条第2項の規定により、2期に分けて支払われている。事務手続の遅延はなく、請求・収受は適正になされていた。

- (4) 指定管理業務に係る出納関係帳簿の記帳等、会計経理が適正になされ他の事業との会計区分は明確になっているか。

日常業務に使用している帳簿の確認をした。

ふれあいセンターの管理に関する収支決算書において、収入の部の「当初予算額」は、市の歳出の指定管理料の予算額を計上すべきところ、誤った金額を計上してしまい「補正額」という欄を作って金額を合わせる事務処理をしていた。その処理をしても「予算現額」は市の予算と不一致であり、いずれにしても適正な事務処理ではない。

また、指定管理者の収入として、行政財産の目的外使用許可をしている自動販売機の光熱水費を計上し、年度末に施設の光熱水費と合わせて精算している。目的外使用許可は市長の権限に属するもので、それにより発生する使用料や光熱水費は元より市の歳入に属するもので、指定管理業務の予算書に計上されるものではないので注意されたい。

支出の部においては、事務消耗品費の増額補正をして、それを新設した「人件費」に流用している。増額補正した予算を他経費に流用する処理は予算執行上望ましくない。

また、物件費・人件費間の流用は岩倉市予算決算会計規則第16条により適正ではない。市でなく指定管理者の予算決算上でのことではあるが、市から受託した指定管理料の取扱いは市に準ずることが望ましい。

さらに、社会福祉法人モデル経理規程第18条においては、「当初与えられた予算枠を超えて事業を執行するときに、他の勘定科目から予算枠を充当すること」として、予算執行上必要な場合の勘定科目間の流用を理事長の承認により認めているが、今回充当した「人件費」は「当初与えられた

予算枠」ではない。そもそも当指定管理業務に人件費は含まれていないことから、指定管理料から支出する性質のものではない。

これらの予算執行上の誤りに気付いた時に、少なくとも誤りを「補正予算」という形で修正する前には担当課へ相談すべきであった。さらに、流用についても協議が必要であったと考えられる。

(5) 実績報告は適時行われているか。

基本協定書第9条の規定に基づき、事業報告書は、年度終了後30日以内に提出されていた。

(6) 市民サービスの向上が図られているか。

利用者の意見を聴取するため意見箱を設置しているが、意見が寄せられた実績はない。

一部の利用団体に対し、担当課が施設管理に関するアンケート調査を平成30年9月に実施しているが、これは令和元年度からの指定管理者を選定するための指定管理者選定委員会の資料とするためのものであり、定例的に実施しているものではない。このアンケートの結果は概ね良好なもので特に問題となる事項はなかったが、今後は、積極的に利用者の意見等の把握に努めるために、利用者代表、指定管理者及び市担当課による情報交換の場である利用者会議の活用も検討されたい。

なお、利用者アンケートについては、指定管理者に対し、年1回以上の実施に努めることを、平成30年3月に策定された「指定管理者モニタリングマニュアル」でも求められていることを申し添える。

(7) その他

ふれあいセンターの会議室等の管理状況を確認したが、倉庫の非常口の周辺に障害物が置かれている状況があった。緊急時に備え収納物品の整理をし、避難の導線を確認されたい。

備品の管理については、備品台帳を備えていたが、廃棄物品の記帳漏れがあった。また、台帳に備品の設置場所の記載がないが、効率的にたな卸しを実施するため、設置場所の台帳管理もされると良い。

今後は定期的にたな卸しを実施し、その実施日も記録することにより、ある時点における在庫の存在、不存在を明らかにして、適切に備品・消耗品の管理をすることを推奨する。

【 健康福祉部 福祉課 】

(1) 指定管理者の指定の手続が条例の定めに従い、公正に行われているか。

ふれあいセンターの指定管理者の選定においては公募制を採用せず、社会福祉協議会を選定している。

その後、指定管理者選定委員会の意見聴取により同事業者を指定管理者の候補者とし、岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条

例第4条第1項の規定により平成25年12月20日に議会の議決を経て、同条例第5条の規定により平成26年1月20日に指定管理者として告示した。

(2) 指定管理者は当施設の管理に適した組織、経験等を有するか。

当該指定管理者は、平成21年4月1日から継続して指定管理者として当施設の管理・運営をしている。当市における地域福祉の推進に長年の実績があり、また、指定管理業務により培った経験により、福祉関連の市民団体やボランティアの活動拠点である当施設の設置目的や趣旨に沿った運営をしている。

(3) 経費の区分等必要事項が適正に記載されている協定書が締結されているか。

平成26年4月1日に基本協定書を締結し、年度ごとに指定管理料等についての年度協定書を締結している。

本監査実施時においては、既に次の指定管理期間となり、新規で平成31年4月1日付けで基本協定書を取り交わしている状況であるが、共通している以下の点について検討を要望する。

・第5条（利用料金）

当施設の指定管理業務においては、施設の使用料に見合う利用料金を指定管理者の収入とする利用料金制を導入している。したがって、ふれあいセンターの使用料については指定管理者が徴収事務をしている。

既に述べたが、利用料金制を採用しながら使用料を指定管理者の収入とせず市に返還している運用は、基本協定書の規定と実態が整合していない。使用料を市に返還するなら地方自治法施行令第158条第1項に規定する、市の歳入の徴収・収納事務の私人への委託に該当し、同条第2項に規定する告示が必要となる。

また、利用料金制を採用する場合、ふれあいセンター設置管理条例第14条第2項の規定により、利用料金の額は使用料の額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるが、その場合の同条第3項に規定する告示がなされていない。平成21年に最初に指定管理者を指定した際には告示をしているが、平成26年、平成31年の指定時にはなされていないので適切な対応をされたい。

・第11条（委託の禁止）

施設管理の一部を第三者へ委託する場合は市の承認を得る必要があるが、指定管理者からの報告と市の承認がされていない。平成23年度の行政監査の際には承認手続をしていることを確認しているので、これについてもその後必要な事務がされなくなっている状況だと思われる。基本協定書の規定を確実に順守するよう求める。

・仕様書 2（3）設備等の保守点検等

仕様書に定める保守点検の回数と、指定管理者から提出された管理

業務報告に相違が見られた（自家用電気工作物保守点検、非常通報装置保守点検、自動扉保守点検）。指定管理者が第三者に委託した保守点検については確実に実施したことを確認し、特に法令点検は、法改正などの最新の情報に準じて点検がされているかに留意して、点検結果に対応するよう努められたい。

- (4) 「指定管理者モニタリングマニュアル」に従い、管理の状況及び効果を実績報告書等によりの確に把握し、その履行確認、効果の測定が適正に行われているか。

年度終了後に実績報告書が指定管理者から提出されるが、その中に含まれる収支決算書の確認が不十分であった。前述した当初予算額の誤りを修正するための補正や、増額補正した物件費から人件費への流用などの処理がなされていることを、実績報告書が提出されるまで担当課は把握していなかった。結果的に事後報告となったが、今後に向けては、適正な予算執行がされているかを期中に確認する仕組みが必要であると考えます。

ふれあいセンターの管理・運営の評価検証をするモニタリングは半期に1度、指定管理者モニタリングマニュアルで定めるチェックシートにより実施する予定であるとの報告があった。半期ごとにモニタリングを実施するには、業務内容の月次報告や指定管理者との連絡調整会議の開催など、現状より詳細な評価の判断材料の収集が必要である。評価方法や時期について、効果的なモニタリング手法を構築し実践することにより、さらなる市民サービスの向上に努められたい。

2 財政援助団体監査

社会福祉協議会補助金に係る出納、事務の執行状況等についての監査の結果及び意見は次のとおりである。

- (1) 補助金の交付に係る所定の事務手続きが適時に適正になされているか。
補助金の交付に関する事務手続きについては適時に行われていた。
- (2) 補助金に係る実績報告は適正に行われているか。また、収支の会計経理は適正か。

当補助金は、社会福祉協議会の社会福祉事業区分の担当職員の人件費を対象とし、補助率は100%である。ただし、他の委託料などで人件費が支弁される職員は対象としていない。

岩倉市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（以下「施行規則」という）第4条には、運営費補助金の交付額は、同条別表に定める「基本額（事業対象区分に応じ市長が定める額）」と対象経費の実支出額を比較していずれか低い方の額とする旨が規定されている。平成30年度は

職員数5人を当補助金の対象として計上しているが、前年度の補助金対象職員数は4人であった。当該別表の「事業対象区分」とそれぞれに対する「市長が定める額」の定めが不明であると担当課から回答を受けているが、補助金の対象人数が今後増加した場合、基準がなければ上限なく人件費が補助対象となる可能性がある。施行規則の制定時にこれらを規定していないとは考え難いが、整理が必要である。

また、実績報告書に添付された補助金の明細書を確認したところ、補助金対象職員数5人に対し、6人分の人件費が計上されていた。これについては、長寿介護課の委託事業で人件費を100%支弁されている職員の人事院勧告による差額支給分を当補助金に上乘せして計上したとのことである。明らかに不適切な事務処理である。

さらに、補助対象職員1名の地域手当を1桁誤って計上していることも判明した。市から補助金の追加支給はしていないので当該職員の地域手当の不足分は社会福祉協議会の持ち出しとなっているが、手当の予算額と決算額を比較することにより容易に気付くことのできる事務誤りである。

担当課は実績報告書と共にこの明細書を受領し、明細書の金額で精算したが、確認が不十分である。

第10 総括

ふれあいセンターの指定管理者である社会福祉協議会は、当市における地域福祉の推進に長年の実績があり、福祉団体やボランティアとも良好な関係を構築している。ふれあいセンターはそのような団体等の活動拠点としての役割を持ち、社会福祉協議会が指定管理者として施設の管理・運営をすることにより当施設の設置目的の達成に貢献している。

一方で、監査結果としては、長年の施設管理による弊害も認められると言わざるを得ない状況となった。上記で述べたとおり、指定管理料の算定と請求においては不適切な補正、流用が行われ、それについて市の担当課に対して相談や協議はなかった。担当課は事後にそれを知ったが、必要な対処や指導をしないまま精算してしまった。

また、利用料金制については基本協定書と年度協定書、さらには実際の業務において不整合があり、平成23年度に行政監査において監査委員から指摘を受けていたのにもかかわらず改善されず、令和元年度からの現在の指定管理期間においても従来のままの対応により協定を結んでいる。使用料を市の歳入にするのか指定管理者の収入にするのかの判断は指定管理者制度の採用を検討する際にしているはずであり、利用料金制を採用すると決定したので

あればそのように運用すべきである。使用料が当然に市の歳入であった指定管理者制度の導入前の事務の流れを指定管理者制度の導入後もそのまま疑問なく踏襲していた可能性がある。自主事業の実施を含まず、施設の利用許可と維持管理のみの指定管理であるが、現状の取扱いで良いのかあるいは利用料金制で事務処理をしていくのか早急に検討を要する。

指定管理業務全体を通じては、指定管理者と担当課の連絡調整不足を感じた。当指定管理者には長年のふれあいセンターにおける管理・運営の経験があり、日常業務においては安心感があるところだが、施設の設置者としての責任は市に帰属している。担当課は、指定管理者が確実に所定の業務を行っているかを確認する責務を果たし、より良いサービスを市民に提供できるよう努められたい。また、協議事項や確認事項をその後の施設の管理・運営に反映するため、それらの記録は公文書として保管することが望ましい。

補助金の交付についても同様の問題がある。社会福祉協議会から提出された実績報告書の精査が十分に担当課によりなされていたとは言えない。補助金の交付は地方自治法第232条の2に規定するように「公益上必要がある場合」に限り認められる行為である。社会福祉法第58条第1項においても社会福祉法人に対する補助金の支出は「必要があると認めるとき」と限定されている。補助金を支出することの重要性を再認識し、正確に事務処理をされることを要望する。

岩倉市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例

平成4年12月24日条例第31号

改正

平成21年3月31日条例第7号

平成31年3月27日条例第13号

令和元年9月30日条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、岩倉市ふれあいセンター（以下「センター」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 高齢者の生きがい活動の増進、地域福祉のための人材養成並びにボランティアの育成及び強化を図るとともに地域福祉活動の推進に寄与するため、センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 岩倉市ふれあいセンター
- (2) 位置 岩倉市西市町無量寺2番地1

(利用時間)

第3条の2 センターの利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条の3 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は臨時に休館することができる。

(職員)

第4条 センターに、センター長その他必要な職員を置くことができる。

(利用の許可)

第5条 センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) その他管理上支障があると認めるとき。

(特別の設備)

第7条 第5条第1項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、センターに特別な設備をし、又は設備を変更してはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用者の義務)

第8条 利用者は、センターの利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並び

に第5条第2項の規定により許可に付された条件及び市長の指示に従わなければならない。
(許可の取消し及び利用の中止命令)

第9条 市長は、利用者が前2条の規定に違反したときは、第5条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

2 市長は、公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第5条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(使用料)

第10条 使用料は、徴収しない。ただし、第2条に該当しない場合で、センターの全部又は一部を専用して利用しようとするときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 市長が特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第11条 納付された使用料は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、還付しない。

(1) 第9条第2項の規定により市長が公共の福祉のため許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。

(2) 利用者が市長の承認を受けて利用の中止をしたとき。

(3) 災害等特別の理由により利用の中止をしたとき。

(損害賠償)

第12条 利用者が、故意又は過失によつて建物、設備、備品等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、センターの管理を法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者の指定の手續等については、岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成17年岩倉市条例第25号）の定めるところによる。

(指定管理者に管理を行わせる場合の利用料金)

第14条 市長は、前条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合に、センターの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める使用料の額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び利用料金の額を告示しなければならない。

4 利用料金の徴収及び還付については、第10条及び第11条の規定を準用する。この場合において、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 第13条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) センターの利用の許可等に関する業務

(2) センターの建物、設備、備品等の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 第13条第1項の規定により指定管理者がセンターの管理を行う場合は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。

(2) 利用者等に対して適切なサービスの提供を行うこと。

(3) 利用者等に対して不当な差別的扱いをしないこと。

(4) センターの建物、設備、備品等の保全を適切に行うこと。

(5) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準

(指定管理者に管理を行わせる場合の規定の適用等)

第17条 第13条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合は、第3条の2ただし書及び第3条の3第2項中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて」と、第5条から第9条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により指定管理者を指定し、又は同条例第9条第1項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことによりセンターの管理者に変更があつた場合において、変更前のセンターの管理者により行われた第5条の規定による許可は、変更後のセンターの管理者により行われたものとみなす。

3 第14条第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年岩倉市規則第31号）第4条第1号ウの期間内に納付された利用料金について、当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(雑則)

第18条 この条例に定めるもののほか、センターの管理及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第7号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日条例第13号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日条例第11号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。（後略）

(経過措置)

2 この条例（第6条（照明設備1面に係る部分に限る。）、第7条（総合体育館の個人利用の回数券に係る部分に限る。）及び第13条の規定を除く。）による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその利用又は使用を許可するものについて適用し、施行日前に利用又は使用を許可したものについては、なお従前の例による。

別表（第10条関係）

利用時間		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで
研修・会議室		円 300	円 400	円 400	円 1,100
多目的ホール		700	900	900	2,500
視聴覚室 兼研修室	A	500	700	700	1,900
	B	400	600	600	1,600

岩倉市ふれあいセンターの管理及び運営に関する規則

平成5年3月31日規則第15号

改正

平成6年4月1日規則第13号

平成21年3月31日規則第2号

平成31年3月29日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、岩倉市ふれあいセンターの管理及び運営に関する条例（平成4年岩倉市条例第31号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、岩倉市ふれあいセンター（以下「センター」という。）の管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

第2条及び第3条 削除

(利用の申請)

第4条 条例第5条第1項の規定によりセンターを利用しようとする者は、その利用しようとする日の属する月の2月前から利用しようとする日の3日前（条例第3条の3に定める休館日（以下「休館日」という。）を除く。）までの間に、岩倉市ふれあいセンター利用許可申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その利用目的及び内容を審査し、相当と認めるときは、岩倉市ふれあいセンター利用許可書（様式第2）を交付するものとする。

(許可の変更)

第6条 前条の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可された事項を変更しようとするときは、利用期日の3日前（休館日を除く。）までに岩倉市ふれあいセンター利用変更許可申請書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、センターの利用の変更を許可するときは、岩倉市ふれあいセンター利用変更許可書（様式第4）を交付するものとする。

(利用の取消し)

第7条 利用者が利用の取消しをしようとするときは、岩倉市ふれあいセンター利用許可取消届（様式第5）を市長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 条例第10条第2項の規定による使用料の減免は、別表のとおりとする。

2 使用料の減免を受けようとする者は、岩倉市ふれあいセンター使用料減免申請書（様式第6）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、使用料の減免を承認又は却下したときは、岩倉市ふれあいセンター使用料減免承認・却下書（様式第7）を交付するものとする。

(使用料の還付)

第9条 条例第11条の規定により使用料を還付する場合は、岩倉市ふれあいセンター使用料還付通知書（様式第8）により通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた者は、岩倉市ふれあいセンター使用料還付請求書（様式第9）により還付を受けることができる。

(遵守事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- (2) 許可を受けずに物品の展示又は販売をしないこと。

- (3) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 危険物の携帯又は動物類を携行しないこと。
- (5) その他管理上必要な指示に従うこと。

(損傷等の届出)

第11条 利用者は、建物、設備、備品等を損傷又は滅失したときは、直ちに岩倉市ふれあいセンター損傷（滅失）届（様式第10）を提出しなければならない。

(読替規定)

第12条 条例第13条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合は、第4条から第7条までの規定中「市長」とあり、並びに様式第1から様式第5まで及び様式第10中「岩倉市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 条例第14条第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、この規則中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条中「市長」とあり、及び様式第6から様式第9までの規定中「岩倉市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年規則第13号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行前になされた改正前の岩倉市ふれあいセンターの管理及び運営に関する規則の規定に基づく処分、手続その他の行為は、改正後の岩倉市ふれあいセンターの管理及び運営に関する規則に基づいてなされたものとみなす。

附 則（平成21年規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第19号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

使用料減免基準	減免率
公益性のある研修、会議等に使用するとき	100パーセント
その他市長が公益上必要と認めるとき	50パーセント

様式第1

以下略